

◎新潟県教育委員会告示第2号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成31年3月22日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造二十八部衆及び雷神像	29軀 (補作、残欠 各1軀を含む)	佐渡市新穂瓜生屋492番地 (新穂歴史民俗資料館)	宗教法人 清水寺
有形文化財 (考古資料)	六反田南遺跡出土品	1,202点	新潟市秋葉区金津93番地1 (新潟県埋蔵文化財センター)	新潟県
有形文化財 (考古資料)	佐渡国分寺遺跡群出土品	394点	佐渡市真野新町825番地1 (佐渡市埋蔵文化財整理事務所) 佐渡市八幡2041番地 (佐渡博物館)	佐渡市